

企業年金基金のしおり

〇〇〇〇〇企業年金基金



企業年金についてのお問い合わせは

〇〇〇〇企業年金基金へ

〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町00-00-00

TEL 000-000-0000 URL <http://www.oooo.co.jp/>

2010年〇月発行

企業年金基金の年金

私たちの会社では平成〇年〇月から企業年金基金が実施されています。正社員（就業規則第〇条に定める従業員）は、みんな企業年金基金の加入者になります。

厚生年金基金の加算適用加入員期間や過去勤務期間も加入者期間として通算され企業年金基金の年金額に反映されます。

また、すでに厚生年金基金の加算部分の受給権を取得している方なども、企業年金基金の受給権者となり、企業年金基金の年金が受けられます。



もくじ

企業年金基金の年金	1
国と基金の年金の関係	2
基金から受ける年金・一時金	4
60歳から受ける年金	6
60歳から受ける一時金	8
退職者、遺族が受ける一時金	10
企業年金の通算制度	12



企業年金 基金の しおり

はじめに

私たちが加入する「〇〇〇〇〇企業年金基金」は、平成14年4月に施行された確定給付企業年金法に基づいて平成〇年〇月から実施されている確定給付型の企業年金です。

当企業年金基金は、平成〇年〇月から株式会社〇〇〇〇〇において実施されておりました、「〇〇〇〇〇厚生年金基金」が前身となっています。

厚生年金基金は、企業年金でありながら国の老齢厚生年金の一部を代行して支給するしくみとなっていましたが、企業年金基金は、国の年金の代行部分を返上することで、本来の意味での企業年金となっています。

したがって、厚生年金基金が行っていた企業年金部分（＝加算部分）の給付は、企業年金基金に制度を移してもそのまま引き継がれるように設計されています。

年金のしくみは、複雑でわかりにくいと思われがちですが、私たちの老後の生活設計には年金についての理解が不可欠です。

この小冊子は、企業年金基金制度をわかりやすく紹介しておりますので、ぜひご一読のうえ、お手元に保管していただき、将来のライフデザインにお役立てください。

平成22年〇月

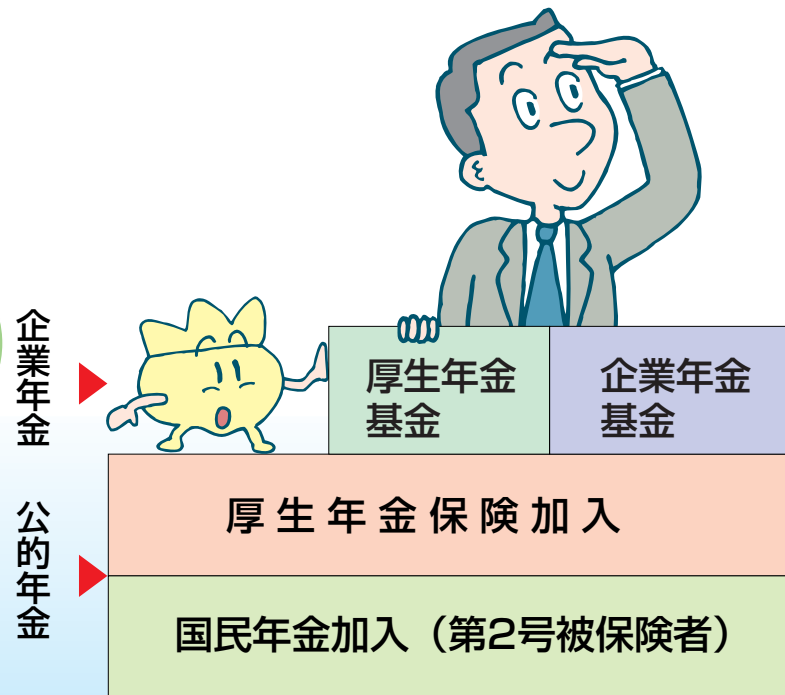
〇〇〇〇〇企業年金基金

国と基金の年金の関係

企業年金基金とは、確定給付企業年金法に基づく確定給付型の企業年金の一つで、厚生年金保険の適用事業所が一定の条件のもとで設立することができます。

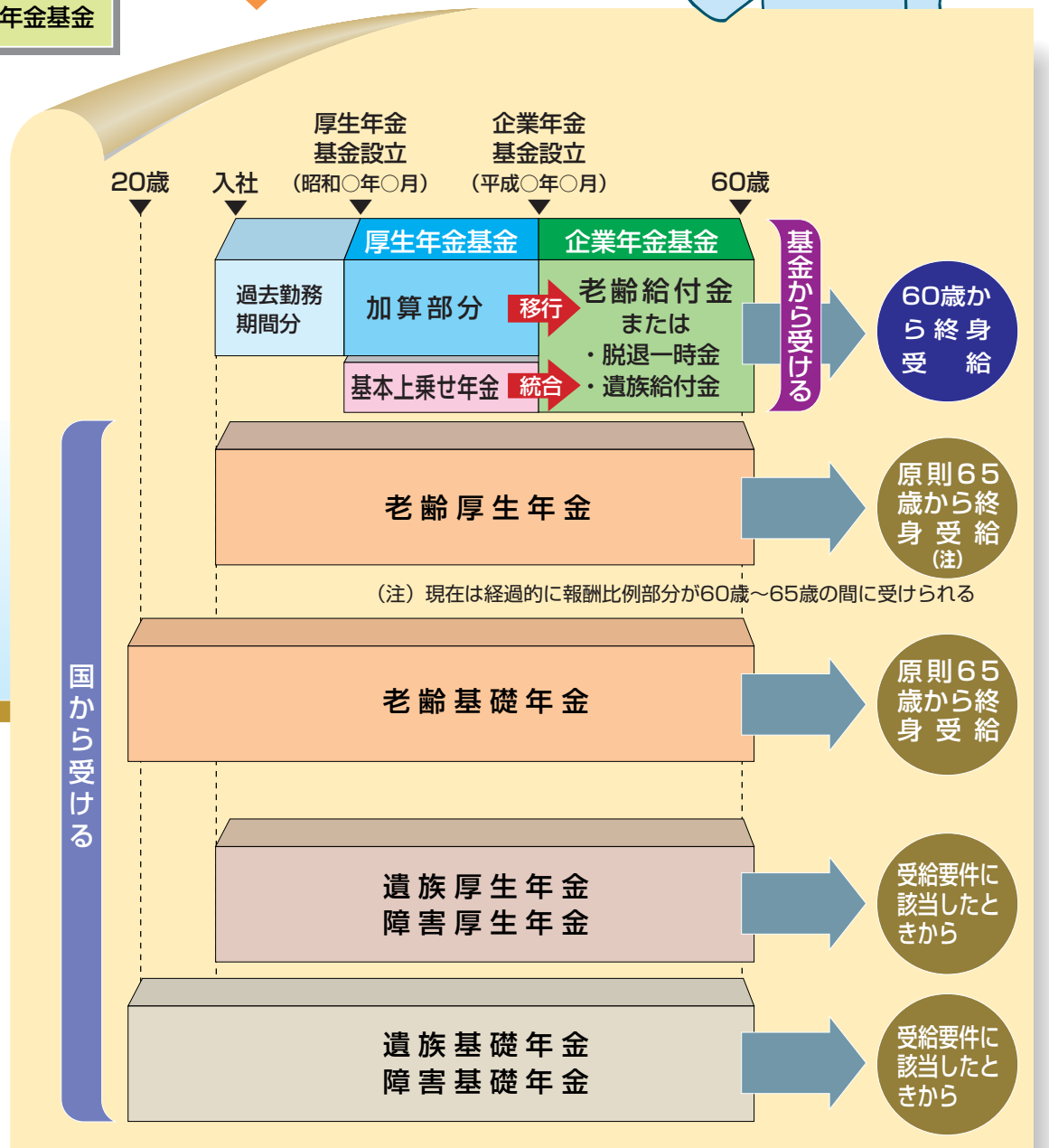
したがって、私たち基金の加入者は将来、国から老齢基礎年金と老齢厚生年金を、基金から老齢給付金を受けようになります。

私たちは国民年金と厚生年金保険、さらに基金の3つの年金制度に加入しています



年金の受け方はこうなります (60歳退職のケース)

基金 = 企業年金基金
旧基金 = 厚生年金基金



★基金の掛金は事業主が多く負担しています ★国の保険料は労使折半負担です

基金

標準掛金率 $\frac{\bigcirc}{1000}$

●毎月の給与から
標準給与額 ×

会社	$\frac{\bigcirc}{1000}$
本人	$\frac{\bigcirc}{1000}$

上記のほかに会社は次のような掛金も負担しています。

特別掛金		事務費掛金	
会社	標準給与額 × $\frac{\bigcirc}{1000}$	会社	標準給与額 × $\frac{\bigcirc}{1000}$

※過去勤務債務の額を平成〇年〇月から10年で償却するための拠出。 ※業務委託費または基金の事務費に充てるための拠出。

公的年金

厚生年金保険料
次の保険料率を労使折半
 $\frac{157.04}{1000}$ ※平成21年9月～平成22年8月

●毎月の給与から
標準報酬月額 ×

会社	$\frac{78.52}{1000}$
本人	$\frac{78.52}{1000}$

●賞与から
標準賞与額 ×

会社	$\frac{78.52}{1000}$
本人	$\frac{78.52}{1000}$

私たちは厚生年金保険の被保険者になると同時に、国民年金の第2号被保険者にもなります。国民年金保険料は厚生年金保険料に含まれているので、別途負担する必要はありません。



掛金・年金額計算の基礎となる給与等は

基金 標準給与額…就業規則第〇条に定める基本給で、毎年〇月現在の標準給与を翌年〇月まで適用します。

国 標準報酬月額…毎月支払われる給与を、国で定めた一定の幅で区切った仮の報酬等級(1級~30級)に当てはめて決定された額。

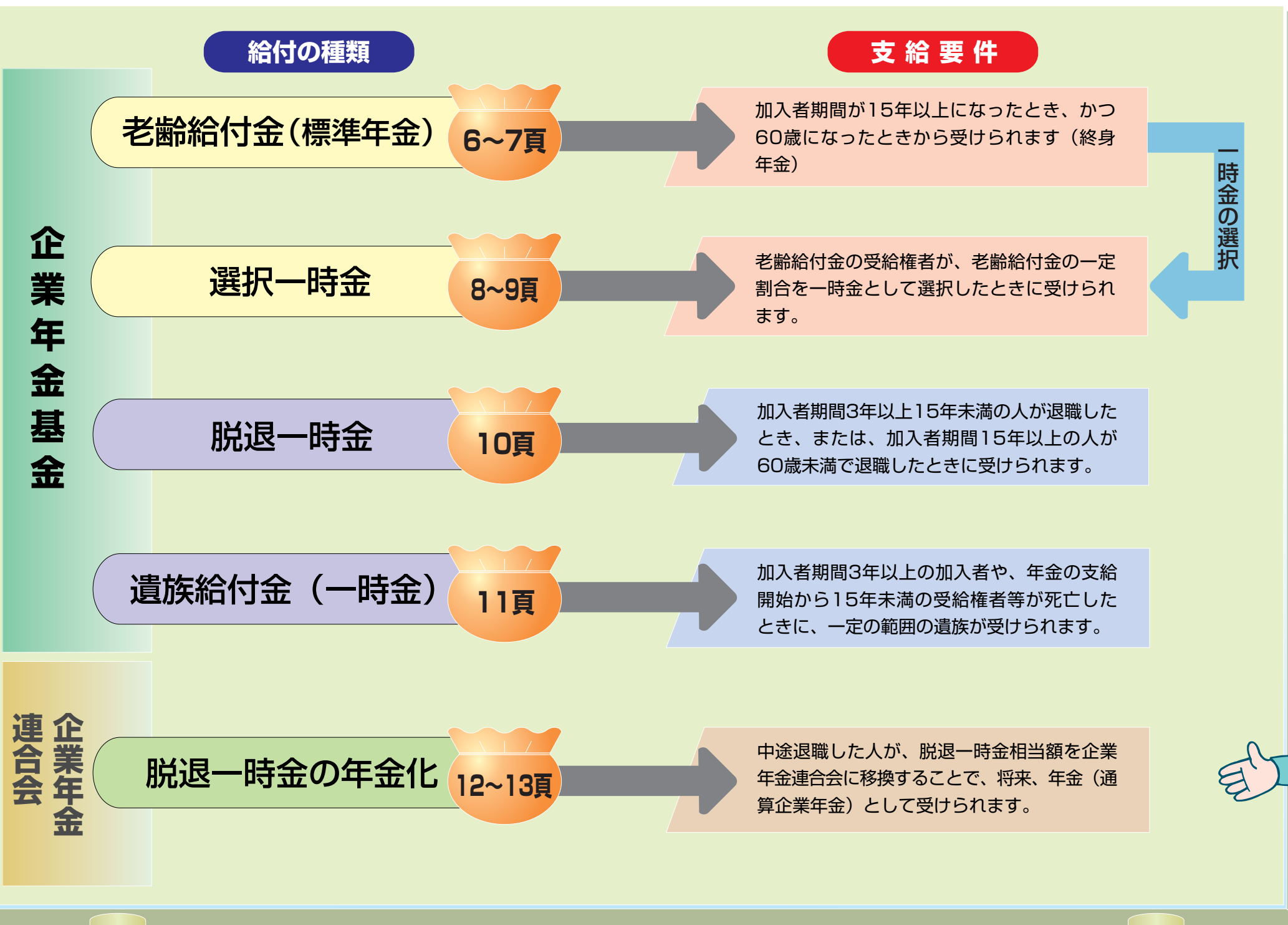
標準賞与額…年3回までに支払われる賞与で、支払ごとの賞与額の1,000円未満を切り捨てた額(150万円を上限)。

基金から受ける年金・一時金

基金からは、加入者期間や退職時年齢等に応じ、老齢給付金が受けられます。また、この老齢給付金を一時金として受けることもできます。

加入者期間が足りないなどで、老齢給付金が受けられない場合でも脱退一時金が受けられます。

加入者等が死亡したときは、その遺族が遺族給付金を一時金で受けられます。

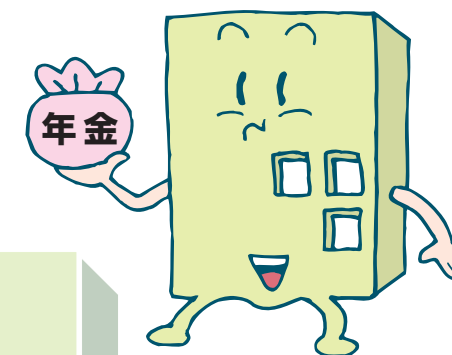


給付設計の変更

平成〇年〇月〇日から企業年金基金が実施されていますが、厚生年金基金の加算部分の給付をそのまま老齢給付金(標準年金)に移行しています。

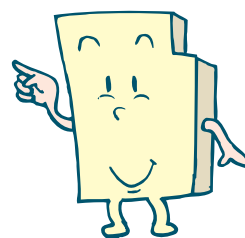
また、厚生年金基金の基本上乗せ年金(プラスアルファ部分)は、老齢給付金に統合して支給します。

企業年金基金



60歳から受ける年金

加入者期間15年以上ある人は、60歳から老齢給付金が受けられます。年金額は、加入者期間および退職時の年齢ごとに定められています。



基金の加入者と加入者期間は

会社の就業規則第○条に定める従業員は、基金の加入者になります。加入者の資格を取得した日の属する月から、資格を喪失した日の属する月の前月までが加入者期間となります。加入者期間は毎月掛金を納め、年金額計算の基になります。加入者の資格を喪失した後に、再び資格を取得した人(再加入者)については、前後の加入者期間を合算します。

老齢給付金 (標準年金)

計算方法

老齢給付金が受けられるとき

次のいずれにも該当したとき

- 1 加入者期間が15年に達したとき
- 2 60歳に達したとき

標準年金額

基準給与額

×

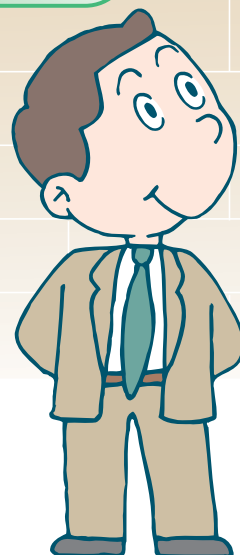
加入者期間ごとに定めた率
(別表第4)

×

退職時の年齢に応じた率
(別表第3)

※退職事由ごとの率を定める場合は<別表第5>の率

基準給与…基金の給付額の算定基礎となる給与を基準給与といいます。基準給与は、加入者の資格喪失(退職)時における就業規則第○条に定める基本給です。



<別表第3>標準年金乗率表

退職時年齢	乗率	退職時年齢	乗率	退職時年齢	乗率
60歳	0.00	49歳	0.00	38歳	0.00
59歳	0.00	48歳	0.00	37歳	0.00
58歳	0.00	47歳	0.00	36歳	0.00
57歳	0.00	46歳	0.00	35歳	0.00
56歳	0.00	45歳	0.00	34歳	0.00
55歳	0.00	44歳	0.00	33歳	0.00
54歳	0.00	43歳	0.00	32歳	0.00
53歳	0.00	42歳	0.00	31歳	0.00
52歳	0.00	41歳	0.00	30歳	0.00
51歳	0.00	40歳	0.00		
50歳	0.00	39歳	0.00		

※年齢に1歳未満の端数月がある場合の乗率の算出は次の算式により計算し、少数第6位を四捨五入する。
乗率=A+(B-A)×端数月数/12
A…端数月数を切り捨てた年齢による乗率
B…端数月数を1年に切り上げた年齢による乗率

年金額の端数処理

基金の年金給付及び一時金給付の額に100円未満の端数が生じた場合は、100円に切り上げます。



<別表第4>標準年金乗率表

加入者期間	乗率	加入者期間	乗率
15年	0.00	31年	0.00
16年	0.00	32年	0.00
17年	0.00	33年	0.00
18年	0.00	34年	0.00
19年	0.00	35年	0.00
20年	0.00	36年	0.00
21年	0.00	37年	0.00
22年	0.00	38年	0.00
23年	0.00	39年	0.00
24年	0.00	40年	0.00
25年	0.00	41年	0.00
26年	0.00	42年	0.00
27年	0.00	43年	0.00
28年	0.00	44年	0.00
29年	0.00	45年以上	0.00
30年	0.00		

※加入者期間に1年未満の端数月がある場合の乗率は次の算式により計算し、少数第○位を四捨五入する。
乗率=A+(B-A)×端数月数/12
A…端数月数を切り捨てた期間による乗率
B…端数月数を切り上げた期間による乗率

<別表第5>標準年金乗率表

加入者期間	乗率		加入者期間	乗率	
	会社都合退職	自己都合		会社都合退職	自己都合
15年	0.00	0.00	31年	0.00	0.00
16年	0.00	0.00	32年	0.00	0.00
17年	0.00	0.00	33年	0.00	0.00
18年	0.00	0.00	34年	0.00	0.00
19年	0.00	0.00	35年	0.00	0.00
20年	0.00	0.00	36年	0.00	0.00
21年	0.00	0.00	37年	0.00	0.00
22年	0.00	0.00	38年	0.00	0.00
23年	0.00	0.00	39年	0.00	0.00
24年	0.00	0.00	40年	0.00	0.00
25年	0.00	0.00	41年	0.00	0.00
26年	0.00	0.00	42年	0.00	0.00
27年	0.00	0.00	43年	0.00	0.00
28年	0.00	0.00	44年	0.00	0.00
29年	0.00	0.00	45年以上	0.00	0.00
30年	0.00	0.00			

※加入者期間に1年未満の端数月がある場合の乗率は次の算式により計算し、少数第○位を四捨五入する。
乗率=A+(B-A)×端数月数/12
A…端数月数を切り捨てた期間による乗率
B…端数月数を切り上げた期間による乗率

老齢給付金の支給繰下げ

老齢給付金の裁定を受けていない受給権者は、70歳になるまでの間に、老齢給付金を繰下げて受けることができます。繰下げた場合、繰下げた期間に応じて年金額が増額されます。

計算方法

老齢給付金額

=

標準年金額

×

繰下げ期間ごとに定めた増額率(別表第6)

<別表第6>繰下げ増額率

繰下げ期間	乗率	繰下げ期間	乗率
0年	0.000	6年	0.000
1年	0.000	7年	0.000
2年	0.000	8年	0.000
3年	0.000	9年	0.000
4年	0.000	10年	0.000
5年	0.000		

※繰下げ期間に1年未満の端数月がある場合の乗率の算出は次の算式により計算し、少数第6位を四捨五入する。
乗率=A+(B-A)×端数月数/12
A…端数月数を切り捨てた年数による乗率
B…端数月数を1年に切り上げた年数による乗率

60歳から受ける一時金

老齢給付金の受給権者は、老齢給付金を年金としてではなく、一時金として受けることができます。一時金として受ける場合に、老齢給付金の全部または一部を選択できます。

一時金を選択できるとき

次のいずれかに該当したとき

- ① 老齢給付金の裁定を受けるとき
- ② 老齢給付金を年金として受け始めて5年を経過する日から、15年を経過する日までの間で希望するとき
- ③ 老齢給付金を年金として受け始めて5年を経過するまでの間で、一定の事由（災害により財産に損害を受けたなど）に該当するとき

一時金の選択割合は

老齢給付金（標準年金）は、下記のような割合で一時金として選択することができます。

各選択割合で一時金を受けた翌月以降は、残りの割合で老齢給付金を受けることになります。

	一時金選択割合	一時金受給後に受ける年金
老齢給付金額 (標準年金額)	100%	年金はない
	75%	標準年金額の25%
	50%	標準年金額の50%
	25%	標準年金額の75%

すでに老齢給付金の75%、50%、25%を一時金として受けている人が、再び老齢給付金の一時金選択を申し出るときは、100%の選択割合になります。

一時金額の計算方法

$$\text{選択一時金額} = \text{標準年金額} \times \text{残余期間ごとに定めた率(別表第7)}$$

※残余期間 = (15年) - (老齢給付金の支給済期間)

<別表第7>

選択一時金・遺族一時金給付乗率表

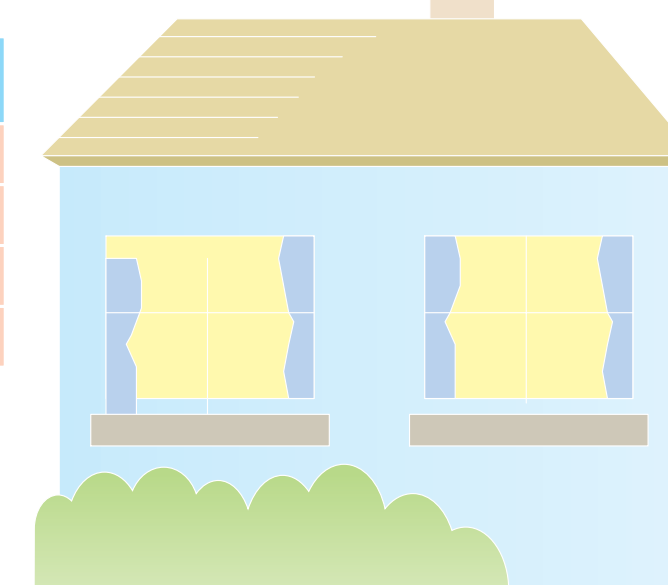
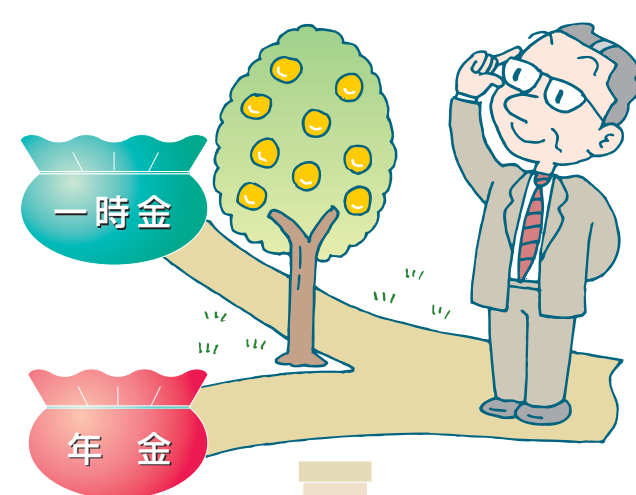
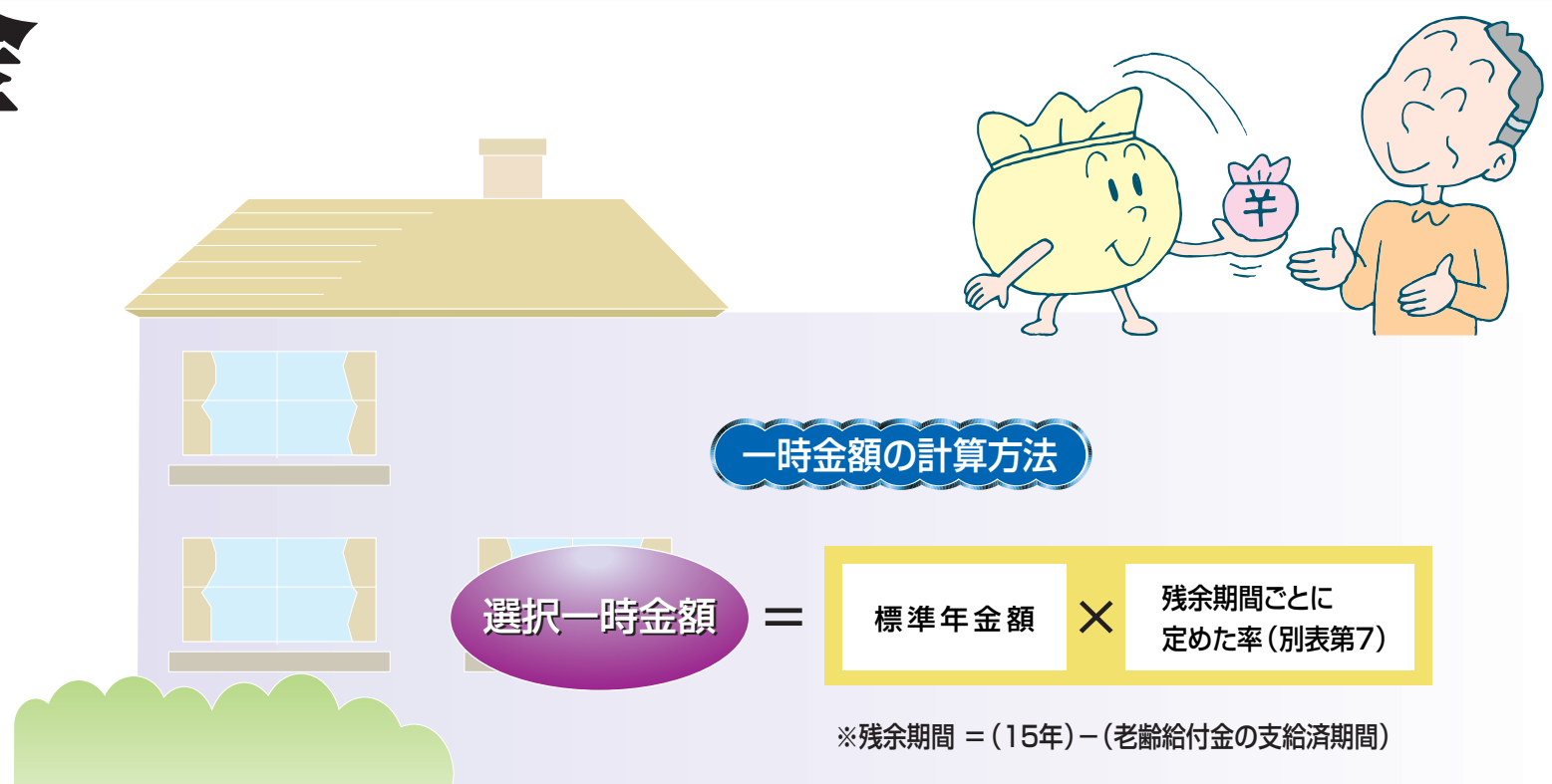
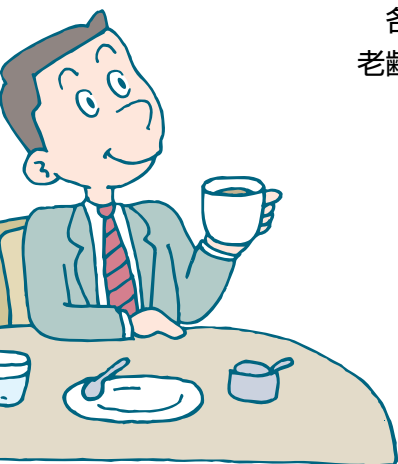
残余期間	乗率	残余期間	乗率
0年	0.00	8年	0.00
1	0.00	9	0.00
2	0.00	10	0.00
3	0.00	11	0.00
4	0.00	12	0.00
5	0.00	13	0.00
6	0.00	14	0.00
7	0.00	15	0.00

※残余期間に1年未満の端数月がある場合の乗率の算出は次の算式により計算し、少数第6位を四捨五入する。
乗率 = A + (B - A) × 端数月数 / 12
A…端数月数を切り捨てた期間による乗率
B…端数月数を1年に切り上げた期間による乗率

受給権が消滅するとき

老齢給付金（選択一時金）の受給権は、次に該当したときに消滅します。

- ① 受給権者が死亡したとき
- ② 老齢給付金の全部を一時金で受けたとき



退職者、遺族が受ける一時金

基金の加入者が退職したときに、一定の要件を満たしていれば脱退一時金が受けられます。加入者または受給権者が死亡したとき、その遺族は遺族給付金（一時金）が受けられます。

脱退一時金が受けられるとき

次のいずれかに該当したとき

- 1 加入者期間が3年以上15年未満ある人が退職したとき
- 2 加入者期間が15年以上ある人が60歳未満で退職したとき

脱退一時金



50歳以上60歳未満で退職したとき

計算方法

$$\text{脱退一時金額} = \text{基準給与額} \times \text{加入者期間ごとに定めた率(別表第8)}$$

50歳未満で退職したとき

計算方法

$$\text{脱退一時金額} = \text{基準給与額} \times \text{加入者期間および退職事由ごとに定めた率(別表第9)}$$

脱退一時金の支給繰下げ

脱退一時金の受給権者は、60歳になるまでの間、脱退一時金を繰下げて増額して受けることができます。また、脱退一時金の支給を繰下げる人は、下記の選択割合を選択して脱退一時金を受けることができます。

計算方法

$$\text{脱退一時金額} \times \text{繰下げ期間ごとに定めた率(別表第6)}$$

選択割合
100%
75%
50%
25%

※すでに脱退一時金の75%、50%、25%を選択して受けている人が、再び脱退一時金の選択を申し出るときは、100%の選択となります。

遺族給付金

遺族一時金が受けられるとき

次のいずれかに該当したとき

- 1 加入者期間3年以上の加入者が在職中に死亡したとき

$$\text{遺族一時金額} = \text{基準給与額} \times \text{加入者期間ごとに定めた率(別表第8)}$$

- 2 脱退一時金の繰下げを申し出た受給権者が死亡したとき

$$\text{遺族一時金額} = \text{脱退一時金額} \times \text{繰下げ期間ごとに定めた率(別表第6)}$$

- 3 老齢給付金の受給開始後15年未満で死亡したとき

$$\text{遺族一時金額} = \text{標準年金額} \times \text{残余期間ごとに定めた率(別表第7)}$$

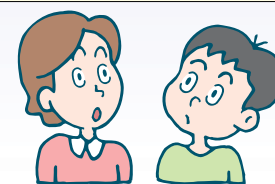
※残余期間 = (15年) - (老齢給付金の支給済期間)

- 4 老齢給付金の繰下げを申し出た人が死亡したとき

$$\text{遺族一時金額} = \text{標準年金額} \times \text{残余期間ごとに定めた率(別表第7)} \times 0.00$$

※残余期間 = (15年) - (老齢給付金の支給済期間)

※0.00は、老齢給付金の保証期間全体の年金現価率



遺族一時金が受けられる遺族の範囲とは、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他の親族の順序です。

<別表第8>脱退一時金・遺族一時金乗率表

加入者期間	乗率	加入者期間	乗率
3年	0.00	25年	0.00
4	0.00	26	0.00
5	0.00	27	0.00
6	0.00	28	0.00
7	0.00	29	0.00
8	0.00	30	0.00
9	0.00	31	0.00
10	0.00	32	0.00
11	0.00	33	0.00
12	0.00	34	0.00
13	0.00	35	0.00
14	0.00	36	0.00
15	0.00	37	0.00
16	0.00	38	0.00
17	0.00	39	0.00
18	0.00	40	0.00
19	0.00	41	0.00
20	0.00	42	0.00
21	0.00	43	0.00
22	0.00	44	0.00
23	0.00	45年以上	0.00
24	0.00		

<別表第9>脱退一時金乗率表

加入者期間	乗率		加入者期間	乗率	
	会社都合退職	自己都合		会社都合退職	自己都合
3年	0.00	0.00	25年	0.00	0.00
4	0.00	0.00	26	0.00	0.00
5	0.00	0.00	27	0.00	0.00
6	0.00	0.00	28	0.00	0.00
7	0.00	0.00	29	0.00	0.00
8	0.00	0.00	30	0.00	0.00
9	0.00	0.00	31	0.00	0.00
10	0.00	0.00	32	0.00	0.00
11	0.00	0.00	33	0.00	0.00
12	0.00	0.00	34	0.00	0.00
13	0.00	0.00	35	0.00	0.00
14	0.00	0.00	36	0.00	0.00
15	0.00	0.00	37	0.00	0.00
16	0.00	0.00	38	0.00	0.00
17	0.00	0.00	39	0.00	0.00
18	0.00	0.00	40	0.00	0.00
19	0.00	0.00	41	0.00	0.00
20	0.00	0.00	42	0.00	0.00
21	0.00	0.00	43	0.00	0.00
22	0.00	0.00	44	0.00	0.00
23	0.00	0.00	45年以上	0.00	0.00
24	0.00	0.00			

※加入者期間に1年未満の端数月がある場合の乗率算出は次の算式により計算し、少数第○位を四捨五入する。
乗率 = A + (B - A) × 端数月数 / 12
A…端数月数を切り捨てた期間による乗率
B…端数月数を1年に切り上げた期間による乗率

※加入者期間に1年未満の端数月がある場合の乗率算出は次の算式により計算し、少数第○位を四捨五入する。
乗率 = A + (B - A) × 端数月数 / 12
A…端数月数を切り捨てた期間による乗率
B…端数月数を1年に切り上げた期間による乗率

企業年金の通算制度

中途脱退者が退職時に受けられる脱退一時金（10ページ参照）は、本人の希望により他の制度に移換して、年金として受けることもできます。移換を選択する場合は、一定期間内に本人の申出が必要になります。

脱退一時金他制度への移換

企業年金連合会に移換する

企業年金連合会への脱退一時金の移換は、誰でも選択できます。脱退一時金は連合会で運用され、通常65歳から通算企業年金として受けられます。

再就職先の企業年金制度に移換する

再就職先の会社に企業年金（確定給付企業年金・厚生年金基金・企業型確定拠出年金）が設立されているときは、その制度に脱退一時金を移換することを選択できます。

ただし、厚生年金基金や確定給付企業年金への移換は、再就職先の制度が受け入れを規約に定めている場合に限り可能です。



個人型確定拠出年金に移換する

退職後に自営業者（国民年金の第1号被保険者）になったり、企業年金のない会社に再就職したときは、個人型確定拠出年金へ脱退一時金を移換することを選択できます。

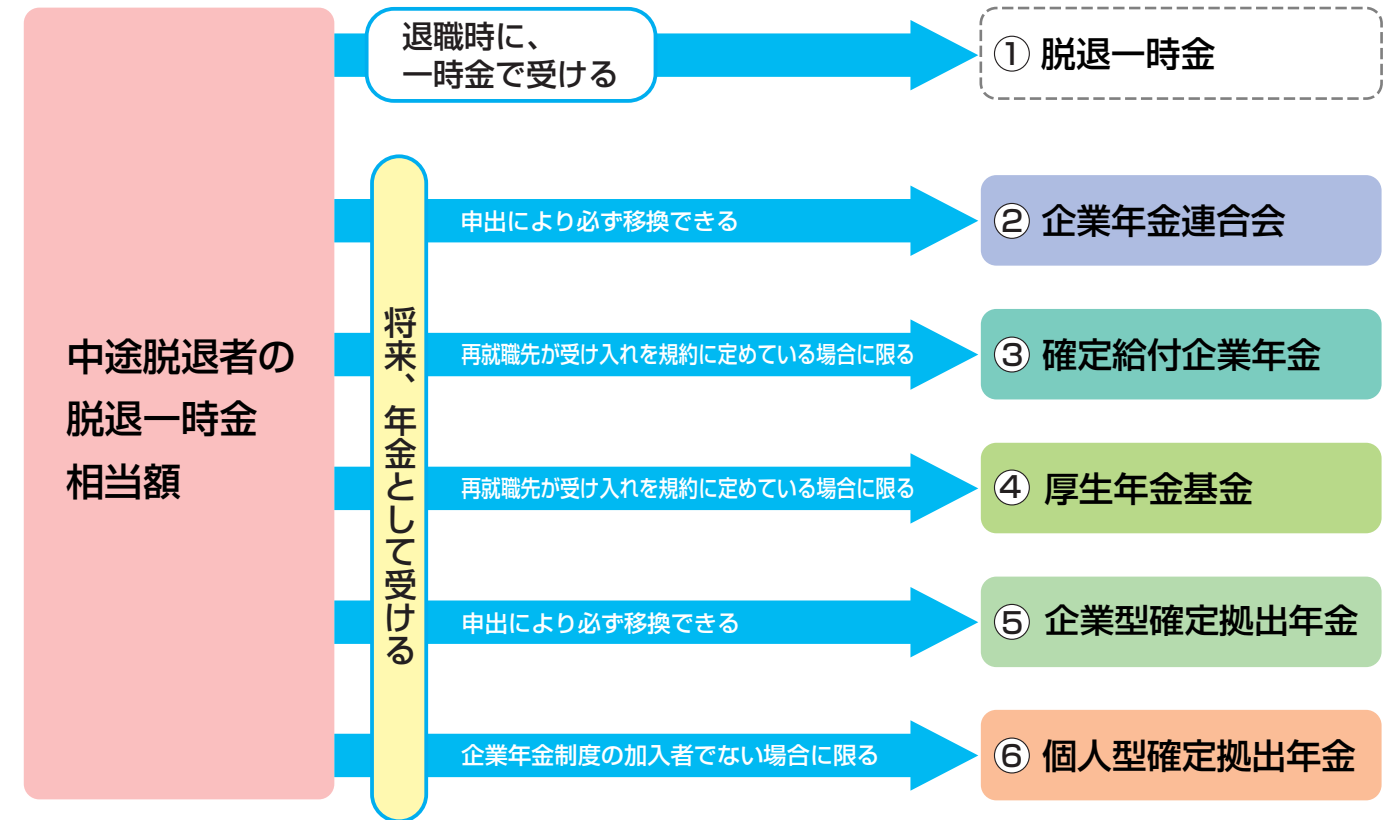
被扶養配偶者（第3号被保険者）になったときは、個人型確定拠出年金へは移換できません（脱退一時金受給が連合会移換）。

退職時に申出の手続が必要

中途脱退者になったときは、脱退一時金の選択方法を基金に申し出ます。

退職時に選択方法が決まらないときは、申出期限（退職した日から1年以内、または再就職先の企業年金に加入した日から3ヵ月以内のいずれか早い日）までに選択方法を申し出る必要があります。

企業年金の中途脱退者の選択肢



企業年金連合会は企業年金の通算制度です

「企業年金連合会」は、厚生労働省の認可を受けて設立された公法人で、主に企業年金制度の通算センターとしての役割を果たします。

具体的には、確定給付企業年金や厚生年金基金の中途脱退者が、年金原資の移換（または移転）を申し出た場合、連合会がその年金原資を引き継ぎ、将来、年金として支給します。

また、いくつもの企業年金を中途退職した人の年金原資をすべて引き継ぎ、まとめて支払います。



企業年金連合会

〒105-0011
東京都港区芝公園2-4-1
芝パークビルB館10階
TEL 03-5401-8711 (代)
<ホームページ>
<http://www.pfa.or.jp>